

事業主
事務担当者様

令和6年6月20日
名古屋木材健康保険組合

被扶養者の特定健康診査受診のご案内

平成20年4月からメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導が始まりました。特定健診の結果、糖尿病などの生活習慣病の発症のリスクがあるものの生活習慣を改善すれば生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、保健師などの専門職員が生活習慣の改善をサポートします。

名古屋木材健康保険組合が契約（委託）する医療機関等（実施機関）で特定健診を受診する場合には、マイナ保険証（または保険証）と当健康保険組合が発行する受診券（特定健診用）が必要です。

なお、同封の受診券は被保険者の方に配布をお願いします。

◎特定健康診査の受診は次の手順で直接実施機関に申し込んで下さい。

- ① 受診できる実施機関は、健康保険組合連合会「けんぽれん」ホームページのトップページ画面下「特定健診等実施機関リスト」→「パスワード入力画面」（加入健保組合名「名古屋木材」と保険者番号「06231187」を入力）→「検索画面に入る」→「検索画面コーナーはこちらから」→「エリアで探す」→「2024年度集合契約施設一覧」からお探しいただけます。※契約タイプは「Aタイプ/Bタイプ」です。
アドレス <http://www.kenporen.com>
- ② 受診機関を決めたら、事前に希望の日時を予約して下さい。また、受診券の裏面の住所欄には住所（健診結果送付のために使います）を記入するとともに、必ず注意事項をご確認ください。
- ③ 受診時にはマイナ保険証（または保険証）と受診券を実施機関の窓口へ提出して下さい。
※「2024年度集合契約施設一覧」に記載された実施機関で受診する場合、受診者の負担は0円となります。
- ④ 特定保健指導対象者には、健診結果とともに特定保健指導（生活習慣サポート）についてお知らせします（当日受診後にお声がけする実施機関もあります）。指導を希望される場合は受診機関へ申し出て下さい。

注意 **※特定健診を受診された方は人間ドックの費用補助を受ける事は出来ません。**

その他、特定健診に関する内容については、当健保組合までお問い合わせください。

電話 052-321-7025 業務課まで

2024
年度

40歳から74歳の木材健保加入のご家族へ

年に1度の特定健診のご案内
無料で受診できるチャンスです！

名古屋木材健康保険組合の特定健診は今年度も

無料（全額健保組合負担）で受診できます。

健診を受けて健康状態を把握することは、生活習慣病の予防や改善につながります。

ぜひこの機会に受診しましょう！！



- ※特定健診は40歳から74歳の被扶養者（木材健保加入のご家族）を対象としています。
- ※特定健診とは生活習慣病を早期発見・予防するための健診をいい、身体測定、尿検査、血液検査、血圧測定、医師診察の健診項目となっております。
- ※2025年3月31日現在の年齢でご案内しております。
- ※受診日において、健保の資格を喪失された方は受診できませんのでご注意ください。



【お問い合わせ先】
名古屋木材健康保険組合 TEL052-321-7025



けんぽれんホームページのバナー

または

名古屋木材健保ホームページ

「保健事業→病気の予防」の下から2番目の項目内にあるリンクをクリック

健康保険組合連合会共同事業（巡回主婦総合健診対象者を除く）の特定健診や特定保健指導の費用補助

40歳以上の被扶養者には被保険者が勤務する事業所から配布される「受診券」を使用し、同時に案内した手順で受診してください。本人窓口負担額は無料です。

⚠ 注意事項

1. 受診の申込みは、トップページのバナー「けんぽれん(健康保険組合連合会)」のホームページの下段にある「特定健診等実施機関リスト」をクリックし、「特定健診等実施機関リスト」画面から予約してください。

特定健診等実施機関検索システムによるこそ!

【システムの利用にあたって】

- 本システムでは、集合契約(※)に参加している健診機関を検索することができます。
 ※集合契約とは
 ……健保連等が健診団体等と契約し、健保組合の加入者が全国各地の健診機関で特定健診・特定保健指導を受診できる仕組みです。
- 本契約に参加する施設で特定健診・保健指導を受けるにあたっては、健保組合の加入者かつ、ご加入の健保組合が集合契約に参加している必要があります。
- システムの利用にあたっては、ご加入の健保組合名と保険者番号が必要です。お手元に「受診券」「利用券」あるいは「保険証」を用意して、パスワード入力画面にお進みください。
- 単年度ごとの契約のため、年度当初には一部の都道府県の情報しか掲載できない場合があります。情報が入り次第、随時更新していきます。
- 集合契約の参加の有無や特定健診・特定保健指導の内容については、ご加入の健保組合へお問い合わせください。

【集合契約施設の利用にあたって】

- 特定健診(特定保健指導)を受ける際は、必ず、事前に健診機関にお問い合わせのうえ予約をおとりください。※諸般の事情により、予約を断られることがあります。その場合は他の施設を探してください。ご加入の健保組合にご相談ください。
- 利用の際は、ご自身が加入している健保組合が発行する「受診券(利用券)」と「保険証」が必要です。当日、必ず持参し、窓口にご提示ください。
- 集合契約は特定健診や特定保健指導を対象とした契約です。集合契約の「受診券」で、他の健診(生活習慣病健診や人間ドックなど)を受けることはできませんのでご注意ください。特定健診以外の検査項目を受けたい場合は、別途、ご自身が加入している健保組合にお問い合わせください。

パスワード入力画面

パスワード入力画面

お手元の「受診券」「利用券」もしくは「保険証」に記載されている、健保組合名と保険者番号を入力して下さい。
 (加入している健康保険組合名、保険者番号は「保険証」などを参照し、正確に入力してください)
 ※組合名は全角でご入力ください。(例) 全角「ア」→○、半角「ア」→X
 ※保険証の保険者番号の冒頭2桁が「63」の方は、「63」を「06」に置き換えてご入力ください。
 (例)「63123456」⇒『06123456』

ご加入の健康保険組合名 健康保険組合
 保険者番号 (半角数字8桁)

例 **特定健康診査受診券** 20××年×月×日 交付

受診券管理番号 1810000001
 受診者の氏名 ケンボ タロウ
 性別 1 男
 生年月日 昭和××年×月×日
 有効期限 20××年×月×日
 健診内容 ・特定健康診査
 窓口での自己負担 特定健診(基本部分) 負担額 受診者負担 30%
 又は 負担率 保険者負担額(100円)
 特定健診(詳細部分) 負担率 保険者負担額(100円)
 保険者所在地 〒107-8556 東京都港区南青山1-24-4
 保険者電話番号 03-1234-5678
 保険者番号-名称 印
 ○△□健康保険組合
 印刷およびその機関名 健保連集合A① 集合B①
 支払代行機関番号 94899010
 支払代行機関名 社会保険診療報酬支払基金

例 **健康保険 本人(被保険者)** 平成××年×月×日 交付

健康保険 被保険者証 記号 番号
 氏名 健保 太郎
 生年月日 昭和××年×月×日
 性別 男
 保険者所在地 〒107-8556 東京都港区南青山1-24-4
 保険者電話番号 03-1234-5678
 保険者番号-名称 印
 ○△□健康保険組合

ここに保険者番号(8桁)と組合名が記載されています

検索画面に入る